

東ヶ丘水道局用地擁壁損傷事故に係る損害賠償請求訴訟について

平成 18 年 9 月 2 日、西区東ヶ丘 70 番 3 の当局用地にコンクリートミキサー車が進入し、擁壁を損傷させるという事故が発生しました。

この事故に関連した損害賠償請求訴訟について、平成 21 年 7 月 28 日に横浜地方裁判所において判決が言い渡され、その後、訴訟当事者のいずれからも控訴手続がなかったことから、この判決が確定しましたので報告します。(訴訟の経過は裏面記載)

1 事故の状況

本件事故が発生した当局用地は、幅約 2.5 メートル、長さ約 25 メートル、片側が高さ 3 メートル以上高低差のある傾斜地で、擁壁により支えられている行き止まりの通路です。この用地は 2 軒の居住者が通路として使用していますが、そのうちの 1 軒が家屋の建替工事を行っていました。その工事に伴い総重量約 8 トンのコンクリートミキサー車が当該用地にバックで進入し、当局擁壁を損傷したため、地盤が崩落して傾斜地に転落し、斜面の下の住居の塀や樹木、物置、花壇等が壊れるなどの被害が発生したものです。

なお、人身被害は発生しておりません。

2 判決概要

国家賠償法第 2 条第 1 項に基づく横浜市の擁壁を含む本件土地の管理瑕疵及び工事関係者 3 者の過失を認め、横浜市には合計 3,838,442 円（下表の訴訟①と訴訟③の支払額の合計額）の支払いを命じ、相手方となる工事関係者 3 者には合計で 4,620,000 円の支払いが命じられました。

(1) 横浜市の管理瑕疵について

本件土地は事実上道路としての形状を備えた「公の営造物」に該当するものであり、重車両の進入を禁止する看板等を設置することによって容易に重車両の進入を防止できたのにそれをせず、擁壁の強度が不十分なものであったのに、その改修等を怠ったものとして、管理瑕疵があるとされました。

(2) 工事関係者の過失について

株式会社オガワについては重車両運転手に課される注意義務違反による過失、井端建築株式会社については建築業者に課される注意義務違反による過失、家屋の建替工事建築主（個人）には重車両の進入禁止の事実を明確に伝達しなかったことに対する注文者の過失があるとされました。

(3) 事故の損害に対する責任割合について

原因が競合して事故が発生したものと考えるのが相当とし、諸事情を斟酌して、因果の系列中における各当事者の責任割合として、横浜市を 4、工事関係者 3 者を合計して 6（株式会社オガワ及び運転手が 3、井端建築株式会社が 2、家屋の建替工事建築主が 1）とされました。

3 支払額について

	損害の内容	原告(責任割合)	被告(責任割合)	支払額
訴訟①	車両修理費等	株式会社オガワ(6割)	横浜市(4割)	2,639,922円
訴訟②	擁壁復旧工事費等	横浜市(4割)	工事関係者3者(6割)	4,620,000円
			株式会社オガワ(3割)	2,310,000円
			井端建築株式会社(2割)	1,540,000円
			家屋建替工事建築主(1割)	770,000円
訴訟③	対物保険に基づく支払い	あいおい損害保険株式会社(6割)	横浜市(4割)	1,198,520円

※上記の支払額に年5分の割合の遅延損害金が加算されます。

【当局提起訴訟の相手方の関係】

株式会社オガワ	家屋建替工事の下請業者でコンクリートミキサー車の所有者。従業員(運転手)が当局用地に重車両を進入させた。
井端建築株式会社	家屋建替工事の元請業者。株式会社オガワに当局用地に重車両を通行させることは禁止されている旨、指示すべきなのにそれを怠った。
家屋建替工事建築主(個人)	通路利用者でもある。井端建築株式会社に対し、重車両の通行が禁止されていることを指示すべき義務を怠った。

4 判決の確定について

本件判決では相手方である工事関係者3者の過失が6割と、当局の責任割合よりも大きく認定されていること、また、控訴しても当局の管理責任がすべて否定されることは考えにくい上、さらに訴訟のための経費が必要となることを考慮し、控訴はしませんでした。

また、訴訟当事者のいずれからも控訴手続がなかったことから、本件判決が確定(8月15日)し、判決に基づく請求及び支払いについて手続中です。

5 再発防止のための用地及び施設管理の徹底について

判決において当局の管理責任が認定されたことを受け止め、再発防止に向けた管理の徹底を図ることが重要だと考えています。

本件事故の発生を踏まえ、一般の通行がある用地についての看板や標識等の設置状況の調査を実施し、看板の設置など早急に対応可能な改善についてはすでに実施するとともに、柵の設置など安全性の向上に向けた改善についても実施又は検討に取り組んでいます。

また、本件判決の確定後、用地等の管理についての同様の事故の再発防止を徹底するため、判決内容を局内全体に周知するとともに、事故を未然に防ぐ観点から改めて管理パトロールにおけるチェックを徹底するよう通知しました。

参考

【訴訟の経過】

平成19年2月2日 株式会社オガワが水道局に対し、損害賠償請求訴訟を提起……………訴訟①

【平成19年3月14日水道交通委員会報告】

平成19年3～5月 第1～2回口頭弁論

平成19年7月20日 水道局が株式会社オガワを含む、本件事故の原因となった家屋

建替工事関係者3者に対し損害賠償請求訴訟を提起……………訴訟②

【平成19年7月12日水道交通委員会報告】

審理併合

平成19年8月～平成20年3月 併合後 第1～4回口頭弁論

平成20年5月13日 第1回進行協議

平成20年6月19日 あいおい損害保険株式会社が水道局に対し損害賠償請求訴訟

を提起……………訴訟③

審理併合

平成20年6月23日 裁判官立会いのもと、崩落現場の現地調査

平成20年8～9月 第1～2回弁論準備手続

平成20年11月～平成21年1月20日 第1～3回証人尋問

平成21年4月14日 第5回口頭弁論(結審)

平成21年7月28日 判決

平成21年7月29日 判決文受領【平成21年8月4日水道交通委員会視察報告】

平成21年8月15日 判決確定

【参考条文】

国家賠償法 抜粋(昭和22年10月27日法律第125号)

第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

(第2項省略)

案内図

